

令和2年9月4日

千葉県税理士会 会長 杉田 慶一 様

千葉青年税理士連盟 会 長 山 崎 河 江

令和4年度税制改正要望意見書の提出について

千葉青年税理士連盟は千葉県税理士会の会員を中心に組織する団体であり、現在約80名の税理士及び税理士試験合格者により構成されております。千葉県税理士会会員宛に提出依頼のありました標記の件につきまして、当連盟におきましても会員から意見を募集し、議論をいたしましたのでここに提出させていただきます。また、現在の新型コロナウイルス感染症に伴う影響は時限的なものではありますが恒久的な税制の在り方と共に示して参ります。

令和4年度の税制改正に関する意見書に反映していただけますよう宜しくお願い申し上げます。

I. 基本的な考え方

1. 納税者権利憲章の制定をすること

我が国には、国税通則法、国税徴収法等の手続法や個別税法において様々な租税手続きに関する法律がある。しかし、これらは一般的に「納税者の義務」を定めており、「納税者の権利」を保障するものではない。OECD加盟国を始め多くの国は納税者権利憲章に類するものを整備しており、これらを整備していないのは先進国では日本だけである。

一方、我が国の租税制度は申告納税を基調としたものであり、これは、納税者の協力を前提にして成り立つものである。したがって、納税者の協力を得られるだけの信頼に足る租税制度とすべく、納税者の権利を保障する納税者権利憲章の制定が急務であると考える。

2. 課税の公平について

税の持つ目的の一つに所得の再配分という機能がある。これを実現するためには応能負担とした税体系が必要である。税制に求められるのは、国民の経済的格差是正を念頭に置いた負担能力に応じた公平な課税である。この公平には、「垂直的公平」と「水平的公平」の2つがあると考えられている。前者は税負担能力の高い者は高い税負担をすべきという、所得税の累進税率のような考え方をいい、後者は同じ税負担能力の者は同じ税負担をすべきという考え方をいう。

現在の消費税中心の税体系では経済的格差はさらに進むことが予想される。課税の公平の実現のためには担税力に応じた負担を求めることが必要である。

3. 税制の中立性

税制が、個人や企業の経済活動に影響を与えないように、経済社会に対して中立を保つように見直しをすることで、時代に対応するように努めなければならない。

4. 簡素な税制

税制は納税者にとって理解しやすいものでなければならない。そうした理念とは程遠い複雑な現在の税制となっているため、納税者の事務負担が増大傾向にある。納税者にわかりやすい簡素な税制のしくみを構築することを望む。

Ⅱ. 各税目別意見、要望等について

1. 国税共通関係

(1)電話加入権の損金算入

< 理由>

電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めることを要望する。

(2) 特定の事業用資産の買換えの圧縮記帳の100%圧縮

<理由>

既成市街地等からそれ以外の地域への買換えなどの土地政策を推進し、また、買換え前の事業活動の維持継続を可能にし、健全な事業発展をさせるため、買換え資産につき生じた差益の100%圧縮記帳限度額を要望する。

(3)減価償却方法の選択適用

<理由>

平成28年度税制改正において、鉱業用を除く建物附属設備及び構築物については定額法、鉱業用建物、建物附属設備及び構築物については定額法又は生産高比例法に限定された。今後の企業を取り巻く社会情勢を鑑み、複数の減価償却方法の選択を要望する。

2. 所得税関係

(1) 総合課税化

<理由>

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。株式の譲渡所得に関しても一定期間段階的な税率で対応し、税負担の歪みや不公正な是正の観点からも、総合課税化するよう要望する。

(2) 所得控除の簡素化

<理由>

現状の控除金額は維持したうえで、基礎控除も含め、人的控除・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料・地震保険料控除等その他控除をより簡素な控除制度にすることを要望する。

(3) 子育て支援・少子化対策及び高齢化社会に対する対策

< 理由>

児童手当の支給は、その本来の目的以外にも受給者が流用することも可能であることから、児童手

当を廃止し、保育待機児童対策・保育施設の増加・保育園と幼稚園の一体化等の、実質的な子育て支援・少子化対策をより一層強力に進めるとともに、増え続ける高齢者の医療費・介護費等の今後を踏まえ、「子育て」と高齢な親の在宅医療や介護がしやすくなる環境づくりのために、親子三世代以上の同居家族世帯に対する特別な控除を要望する。

また、「国民生活基礎調査」によると、平成30年の「子供の貧困率」は17歳以下の子供の7人に1人が貧困状態にあるといわれている。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会となるよう、保育費用の補助、学校給食、医療費等の無料化、教育や生活等における経済的支援、さらに、奨学金を利用した一定所得以下の勤労者に対する返済に対し所得控除できる制度等の拡充を要望する。

(4) 復興特別所得税の課税期間の見直し

<理由>

平成25年1月から始まった復興特別所得税は、25年間も続くものであり、あまりに長期にわたり恒久税化しつつある。配当金・預金利子等の事務処理上や、個人の確定申告時における煩雑さなどを考慮し、より短期間の「復興」に対応した課税方法に改めることを要望する。

東日本大震災からすでに9年を経過していることを踏まえ、現在の復興の状況確認、当初の計画予算の見直しを行い、復興の目的に合った税に改めることを強く要望する。

(5) 準確定申告書の提出期限を、相続税の申告書提出期限と一体化

<理由>

居住者が年の途中で死亡した場合等の準確定申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から原則4か月以内に提出しなければならないこととされている。

しかし、近時においては被相続人と相続人とが同居している世帯が減少傾向にあり、短期間に相続 財産・生前の所得等を把握することは困難となっており、被相続人の生前所得は相続財産を確定させ る段階で明らかになることが多い。

したがって、所得税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書提出期限(相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内)まで延長することを要望する。

(6) 不動産所得について土地等の取得のための負債利子による損失についての損益通算を認めること <理由>

所得税における不動産所得の損失金額のうち、土地等を取得するために要した負債利子の額に相当する部分の金額についてはなかったものとされている。

しかし、この負債利子は不動産収入に対応する費用であるにもかかわらず、損益通算においてこの利子に係る不動産所得の損失対応部分が永久的に必要経費として認められないこととなる。また、平成10年度税制改正において、法人税法における類似の制度であった「新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例」は廃止されており、制度間のバランスの観点からも問題がある。

よって、土地等の取得に係る負債利子についての損益通算を認めることを要望する。

3. 法人税関係

(1) 雇用促進税制の拡充

<理由>

産業構造の急激な変化により大量の失業者が発生するという懸念が広がっている。失業者の増加は 全国的な傾向であることから、現在の地域を限定した雇用促進税制に加え、経済復興が確実とされる までの間、地域を限定しない雇用促進税制の拡充を要望する。

(2) 同族会社の留保金課税制度の全面廃止

<理由>

現在資本金1億円以下の法人は適用対象外となっている「同族会社の留保金課税」制度であるが、 内部留保は将来の設備・人材投資に係る資金需要に備えるためのものであり、課税対象にすべきもの ではないので廃止することを要望する。

(3) 貸倒引当金の損金算入制度の適用対象法人の拡充

<理由>

貸倒引当金の損金算入は、銀行、保険会社及び中小法人等に制限されている。しかし、貸倒引当金は、業種、企業規模にかかわらず発生する偶発債務である。よって公平性の観点及び中立性の観点から、すべての法人を貸倒引当金の損金算入制度の適用対象法人とするべきである。

また、個別評価金銭債権における形式基準の貸倒引当金繰入限度額については、実態に即した繰入率として見直しを要望する。

(4) 賞与引当金・退職給付引当金の繰入れについて損金算人を認めること

<理由>

労働協約が締結されている場合や就業規則、退職金規定が定められている場合に、その事業年度において認識される将来の退職金負担の増加額は、その支出の蓋然性が高く従業員に対する確定債務の要素を有している。また、賞与引当金においてもその事業年度の就業の事実に対応する部分については、同様にその負債性が認められる。これらの引当金の繰入れによる期間損益計算は、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定で求められている。

このように賞与引当金や退職給付引当金の繰入れを認めることは、企業の適正な担税力測定にとっても不可欠である。よって、税務上も賞与引当金及び退職給付引当金の繰入れについて、損金算入を認めることを要望する。

(5) 交際費の損金不算入制度を廃止すること

<理由>

慶弔費や正常な接待等、健全な取引についてまで課税することは、公正妥当な会計処理の基準に従って所得計算をする法人税の原則に反し、経済活動の活発化に制限をかけ、企業の成長を妨げる結果となっている。よって交際費の意義規定はそのまま残した上で、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する内容とその相手先を帳簿に記載することを要件として、これらの支出については全額損金算入を要望する。

(6) 青色欠損金の繰越控除限度額と期間の撤廃

<理由>

欠損金の繰越し及び繰戻し制度は、事業年度課税制度の欠陥を是正し、公平な課税を図るための措置であるから、本来制限すべきではない。よって、繰越控除については繰越控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限とすることを要望する。

(7) 資産除去債務の減価償却費を損金算入

< 理由>

現在の法人税法では、将来の有形固定資産の除去費用は、実際の除去行為が行われておらず、その債務が確定していないため、その減価償却費の損金算人は認められない(法人税法22条3項、法人税基本通達2-2-12)とされている。

しかし、資産除去債務は、債務の履行を免れることがほぼ不可能な義務に限られ、合理的な算定が可能であり、減価償却費を通じて、税務上も考慮することは、企業の適正な担税力測定にとっても不可欠である。

そこで、法人税法においても企業会計を尊重し、会計上適切に計上された資産除去債務に係る減価 償却費について損金算入することを要望する。

(8)繰延消費税の全額即時償却

< 理由>

控除対象外消費税のうち一の資産に係る金額が20万円以上となるものは、繰延消費税として資産計上し、5年間にわたって償却しなければならないが、事務負担の軽減のために、即時償却することを要望する。

(9)自然災害に備えた税制の拡充

<理由>

地域の防災対策に民間資本を有効に活用する施策として、平成26年度改正で耐震改修投資促進税制の創設がなされたが、不特定多数の者が利用する建物等に限定されている。中小企業の災害事前対策費用、安全対策費用(防災改修、食料品備蓄、発電装置、飲料水再生装置等)については、平成31年度改正で一部認められたが、すべての企業につき災害に備えるための投資について、即時償却又は税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(10) 役員給与の取り扱い

<理由>

役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員給与は本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう要望する。

4. 相続税·贈与税関係

(1) 相続税の課税強化の見直し

< 理由 >

平成27年から、相続税の基礎控除額5,000万円が3,000万円に、法定相続人一人あたり1,000万円が600万円とそれぞれ引き下げられた。中小企業の安定的な存続と成長にとって重要な事業承継を円滑に進めるためにも、早急に従前の水準に引き上げることを要望する。

(2) 相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等に対して、小規模宅地等についての相続税の課

税価額の計算の特例を認めること

<理由>

相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等の取得は贈与であるため、相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等に対して、小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例の適用は認められていない。

居住用宅地については、推定相続人の生活の基盤維持のために不可欠であり、事業用宅地については円滑な事業承継につながることから、相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例を要望する。

(3) 事業承継税制の抜本的な見直し

<理由>

平成30年度改正において、10年間に限ってではあるが、①「入口の要件の緩和」②「承継後の 負担の軽減」③「承継パターンの拡大」等の大幅な改正を盛り込んだ新制度が創設された。

しかしながら、この改正も10年に限った措置であり、この制度と現行制度との選択適用であることや、この特例を受けるためには「後継者・経営見通し等に関する承継計画」を作成して都道府県に提出する必要があることなど、抜本的な改正とは言い難いものがある。

このように、現在の納税猶予制度は、事業承継税制としてはまだ中途半端であり、非上場株式等に係る納税猶予だけでは不十分である。

したがって、事業承継税制の抜本的な見直しが実行されるまでの間は、制度の対象となる中小企業の実情に合わせて、以下の見直しを早急に図ることを要望する。

①5年経過後の納税猶予額を全額免除

平成27年度の適用要件の緩和により、制度の利用件数はある程度は増加してきている。しかしながら、利用率の低さの大きな原因は、猶予を免除する期間が後継者の死亡等までとする、期限の不確定な猶予制度自体にあると思われる。5年経過後における納税猶予額の全額免除を要望する。

②事業に供する個人資産の事業承継税制対象化

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超えるといわれている。個人資産と経営が一体である中小企業では、個人資産を会社の土地や建物に供し、さらに事業資金借入のために担保提供している場合も多い。

法人経営のために供している個人資産は事業用資産に準ずるものとして扱い、事業承継税制の対象とすることを要望する。

③特例制度の要件緩和と恒久化

平成30年度改正において創設された特例制度は、10年に限った措置であり、「後継者・経営見通し等に関する承継計画」を作成して都道府県に提出する必要がある。この特例制度も創設から3年目を迎え、「特例承継計画」の提出期限も令和5年3月末と迫っていることを踏まえ、この事前承認手続きの廃止又は緩和と、特例制度の恒久化を要望する。

(4)事業承継税制の法制化

<理由>

我が国の税制面における事業承継は極めて限定的なものである。中小企業が地域社会で果たしている役割を評価する場合、事業承継税制は中小企業支援・事業継続の観点からの相続税軽減制度であることを明確にする必要がある。

また、現行の相続税制では、民法の均分相続や遺留分などの制度が非後継者の権利を保護しており、

自社株式や事業用資産を後継者に集中させることを困難にしているため、円滑な事業承継を阻む要因となっている。

欧米諸国では相続税制の体系は多様であっても、事業承継を相続税に優先させるという考え方はいずれも共通しており、特例や優遇措置が整備されている。我が国でも、これらの点を踏まえ、事業に供している個人資産を含めた事業用資産全体を対象とした軽減措置や事業継続部分の相続・贈与税の税率の減免などの、相続税とは独立した欧米並みの事業承継税制を早急に法制化することを強く要望する。

5. 消費税関係

(1)複数税率制度を廃止し、単一税率制度とすること

<理由>

複数税率制度を廃止し、単一税率制度にすることを要望する。低所得者対策としては、マイナンバー制度を活用して行う簡易な給付制度の導入を要望する。

(2) インボイス制度を廃止し、従来の請求書等保存方式のままにすること

<理由>

現行の仕入税額控除の方式の要件である請求書等保存方式は円滑に運用され、かつ、課税上の弊害は生じていない。これは、我が国においてこの方式が定着していることの現れである。

しかし、インボイス制度が導入されれば、事務負担の増大を招き、免税事業者及び適格請求書の発行に対応できない中小事業者が経済取引から排除され、消費税そのものが我が国における中立・円滑な経済的取引を阻害し、とりわけ、中小企業者にとって死活問題となることが予想される。

したがって、インボイス制度を廃止し、従来の請求書等保存方式のままで行くことを要望する。

(3) 課税売上割合に準ずる割合の承認制度の見直し

<理由>

事業者の課税期間における、仕入れに係る消費税額及び保税地域から引き取る課税貨物に課される消費税額(以下「課税仕入等の税額」という。)については、当該事業者の当該課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が95%に満たないときは、その全額は課税標準に対する消費税額から控除できないこととされている。この場合の控除税額は、個別対応方式又は一括比例配分方式により求めることとされ、前者の個別対応方式を採用した場合には、控除税額の計算において課税売上割合に代えて「課税売上割合に準ずる割合」の採用が、所轄税務署長の承認を要件として認められている。

しかし、この承認は採用する課税期間の末日までに行われることが必要であるため、事業者が課税期間の末日近くに生じた取引形態の急変に対応するために承認申請を行った場合には間に合わないことがある。そもそも、法が「課税売上割合に準ずる割合」を設けた趣旨は、事業者における事業状況が、その課税仕入れ等のあった課税期間の課税売上割合に必ずしも反映していない場合が存在することが考えられ、係る事態に対処するためであるから、承認期限を課税期間末日に置くことはこの趣旨からなじまないと考えられる。したがって、承認制度ではなく届出制度に変更するか、または、少なくとも承認期限を申告期限の末日まで延長することを要望する。

(4)消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期の見直し

<理由>

消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期は、その適用課税期間の初日の前日までとなっている。これは納税者にとって過大な事務負担となっている。

各種届出書及び承認申請書の提出時期を確定申告書と共に提出することが、納税者にとってわかり やすく、課税の公平に伴うため要望する。

(5)消費税の届け出不要による申告期限の延長

<理由>

確定した決算に基づく法人税の申告調整が行われなければ、消費税は確定しない。法人税において 申告期限の延長が認められた場合には、消費税においても、届け出不要で申告期限の延長を認めることを要望する。

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額の計算において一括比例配分方式の2年間継続適用規定の廃止 <理由>

事務の煩雑さ等からやむを得ず当初は一括比例配分方式を選択した事業者が、翌課税期間に個別対応方式による仕人税額控除を選択できず税負担が過大になってしまう不合理な場合もあるので、一括比例配分方式の2年間継続適用の規定の廃止し、翌課税期間において個別対応方式、一括比例配分方式の選択ができるようにすることを要望する。

6. 印紙税関係

印紙税の廃止

<理由>

電子商取引の普及によりペーパーレス化が進み、印紙税の課税客体である文章はなくなりつつある。紙を媒体とした文章のみに課税する印紙税は合理性が失われている。このような存在意義が失われている印紙税については、直ちに廃止するよう要望する。

7. 地方税関係

(1) 個人住民税の所得控除の種類、金額及び要件を所得税と同一とする

<理由>

住民税と所得税の課税所得金額を同額とすることにより、税制の簡素化の観点からも納税者の理解を得やすくするため、要望する。

(2) 償却資産税の廃止又は課税時期と課税対象の法人税法との一本化

<理由>

償却資産税は建物勘定以外の減価償却資産の帳簿価額を課税対象としているが、償却方法等が異なるため法人の帳簿価額とは別のものとなっている。そして、諸外国において建物勘定以外の償却資産に対する課税は、ほとんど例がない。国際競争力の条件改善の観点から償却資産税は廃止するよう要望する。

また、償却資産税は地方財源として重要であるため廃止の代替財源が確立されるまでは、課税時期、 課税の計算方法の法人税法との一本化を要望する。具体的には、償却資産税は減価償却資産の帳簿価 額を課税対象としているが、償却方法等が異なるため法人税の帳簿価額とは別のものとなっている。 これを法人税法に基づく帳簿価額とし、賦課期日も課税期間末日として、法人税の取り扱いと同一と することを要望したい。これにより事業者の負担軽減につながるからである。

(3) 家屋の固定資産税評価額の方法の見直し

<理由>

家屋は償却資産と同様に取得価額と法定耐用年数を基準に評価することを要望する。理由は、家屋の評価は家屋課税台帳価格により評価されているが、市場価格に比べ過大であるため。

(4) 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

令和2年度の税制改正では、新築住宅に係る固定資産税の減額措置が2年間延長された。ただ、都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるにもかかわらず、固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

(5)都市計画税の廃止

<理由>

都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充てるため、指定された都市計画 区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地、家屋についてその所有者に課する税である。 しかし、納税義務者に利益を恒常的にもたらすものではなく、課税区域内に一律恒久的に課税され、 固定資産税と一つの税のごとくなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止を要望する。

(6)事業所税の廃止

<理由>

事業所税は、対象指定都市における事業所の床面積と従業員への支払給与総額という外形標準によっているが、床面積比例部分は固定資産税との二重課税的な性格が強くなっており、また目的税と言いながら対象指定都市においてその恩恵が不明確であるため、即刻廃止を要望する。

8. 国税通則法関係

(1) 国税通則法の整備に関する事項

国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利 憲章を制定することを要望する。

納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の 文言を入れるべきである。憲章を行政文書とした場合、その作成過程はパブリック・コメントを実施 するなど、国民(納税者)の十分な参加と監視が大切である。

その他、次の各項目に対し、それぞれ見直しを提言したいと考える。

- イ)「任意調査」においては例外なく事前通知を行うこととすること
- ロ) 反面調査の原則禁止を明文化すること
- ハ)書類の留置きができることとする規定を削除すること
- 一)調査終了時に修正申告等の勧奨を行うことができることとする規定を削除すること

(2) 偽りその他不正の行為(脱税)については、更なる罰則規定の制裁強化を要望する <理由>

脱税事案については現行においては脱税金額の一部しか課税されていなく、行政制裁的な性格として弱い。これが脱税の一因であると思われる。

脱税は納税意識が希薄なものが多く、納税を尊重する意識を高揚するためには制裁を強化すべきである。

(3) 国税犯則取締手続は国税通則法とは別個の法律に戻すべきである < 理由 >

国税通則法は、各税法に共通的な事項 (課税や納付手続きなど)を統一的に規定している。一方、国税犯則取締法は、国税に関する犯則事件の取締り手続きと、それに関わる収税官吏の権限等について規定し、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し、公訴提起を求める制度(査察制度)の手続法である。

国税庁の報道発表資料によると、平成27事務年度(平成27年7月から平成28年6月までの間の実績)の実地調査件数は約154,000件であるが、査察着手件数は189件である。査察件数の実地調査件数に占める割合は、約0.13%に過ぎないようである。

このような、例外的な調査の手続が国税通則法に編入されると、調査手続に関する誤解・拡大解釈の可能性が生じる。

また、税制調査会では、国税犯則取締法の廃止、国税通則法への編入は議論されていない。 従って国税犯則取締手続は国税通則法とは別個の法律に戻すべきであると考える。

Ⅲ. 税務行政について

1. 税務調査について

(1)調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すること

<理由と意見>

税務調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すべきであり、行政コスト削減の観点から、 マイナポータル等などのクラウドを活用すべきであることを要望する。

(2)調査の目的の具体化と、また非違が疑われることとなった場合の質問検査等も事前通知すること 〈理由〉

税務調査の事前通知の「調査の目的」は、調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める観点 並びに不服申立の便宜の観点から、より具体的な目的を通知すべきであると考える。

また、その調査に係る非違が疑われることとなった場合に行われる質問検査等については事前通知が行われないが、その場合における質問検査等も、事前通知すべきであること要望する。

以上